

1. 会合名	「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(第 40 回)
2. 日 時	平成 30 年 12 月 25 日 (火) 午前 10 時 ~ 10 時 50 分
3. 議 案	1. 「契約締結前交付書面等の見直し」について 2. その他
4. 主な内容	○ 市場ワーキング・グループの模様について 冒頭、金融庁 企画市場局 市場機能強化室 (以下「金融庁」という。) から、金融庁 金融審議会 市場ワーキング・グループ (平成 30 年 12 月 17 日開催、以下「市場 WG」という。) における契約締結前交付書面等の見直しに係る議論の状況について、資料 1 に基づき説明が行われた。 1. 「契約締結前交付書面等の見直し」について 事務局から、資料 2 に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 (主な意見等) (1) 口座開設時について ・ 検討事項③のインターネット環境を利用できない顧客への対応について、市場 WG ではどのような議論が行われているか。 ⇒ 市場 WG ではインターネット環境を利用できない顧客に関して特に言及されることはなかったが、そのような顧客に対しては今でも書面を通じた対応を行っているものと想定され、基本的には現在の書面对応を継続するということではないか。(金融庁) ⇒ 契約締結前交付書面とは別に新たに WEB に掲載するものを渡すなどの方法もあり得るのではないかと考えている。自社のウェブサイトを保有しない協会の意見も聞きながら、合理的な方法を検討したい。(事務局) ⇒ 取引の途中でインターネット環境をなくすような顧客も検討の対象に含める必要があるのではないか。 ⇒ 本制度改正により、現在の書面に加えてメールや WEB といった選択肢が増えることに伴い、証券会社が顧客との取引を開始する際に、当該顧客がインターネット環境を利用できるのかを確認するプラクティスが入るという理解でよい。 ⇒ どこまで業界統一的な実務を示していくべきかという点も含めての議論かと思うが、例えば店頭での応接シーンで営業員が顧客に対してどのようなことを説明しなければならないか、インターネットの利用環境の確認も含めて今後検討していきたいと考えている。(事務局) ⇒ 現在もインターネットを利用したサービスを提供している会社では、口

座開設時、今後の報告形式は書面若しくはWEB閲覧のどちらを望まれるかをヒアリングし、各顧客のインターネット環境の有無を把握している会社は多いと思う。また、ヒアリング当初はWEB閲覧を希望していた顧客が、取引の途中から書面を希望する場合にも柔軟に対応できていると思う。そのような対応の対象に契約締結前交付書面が加わったとしても、実務上難しいことはないように思う。(主査)

(2) 取引残高報告書等送付時について

- ・ 本検討事項は、取引残高報告書等を送付する際に一定の情報を提供することで、毎年契約締結前交付書面の一斉交付に代えられるということが前提なのか。
- ⇒ その辺りの組立てがどうなるのかは法令改正の内容によるところであるが、WEB掲載については、顧客へ定期的に一定の情報を提供することが想定されており、そこに取引残高報告書を利用することが考えられる。現在の取引残高報告書は、残高や取引の状況等に応じて1年に1回、3か月に1回交付する顧客もいれば、取引の継続は見込まれるものの残高がなくなった関係で取引残高報告書が交付されない顧客もいるので、交付するシーンを想定しながら検討しなければならないと考えている。(事務局)
- ⇒ 今は上場有価証券等書面か同種の内容の契約締結前交付書面を取引の前1年以内に交付していればよいということになっているが、現在の法令改正案は、これらの書面に関する情報をメールやWEB閲覧など電子的に提供することでもよいという条文を加えることを想定している。(金融庁)
- ⇒ 取引残高報告書は発送した記録は残るが、そこから先のWEBの閲覧記録に代わるものではない。また、電子交付においては閲覧されていないケースもあると思われる。法令で定める契約締結前交付書面の説明義務との関係性についても検討してほしい。
- ⇒ 説明義務と交付義務は異なる観点であると思われるが、説明方法を念頭におきながら交付方法について検討を進めていきたい。(主査)

(3) 常時（取引時等）について

- ・ WEB掲載したことをもって、説明義務を果たしたことになるのだろうか。それとも、各顧客の状況等を勘案した上で十分な説明を行っていくということになるのか。
- ⇒ ご指摘の内容は、法令改正に関連する内容であるように思うが、本制度改正は、上場有価証券等のプレーンな商品に限定することが前提とされている。そうした商品であれば、おおよそ証券取引を行っていただける顧客であれば、一度きちんと書面の交付等説明をしておけば十分に理解が可能

	であると思われる。そうは言っても、もう一度確認したいという顧客には常時閲覧が可能な場所に分かりやすく掲載することで、業者及び顧客の双方にとって負担となっている部分を排除しようというものであると理解している。(事務局) ・ 具体的な WEB 掲載の場所のイメージをお聞きしたい。自社ホームページのトップ画面最下部に個人情報保護指針や最良執行方針等を掲載しており、その箇所に並べて掲載するイメージを持っているが、どうか。 ⇒ 資料にも記載しているとおり、顧客が見つけやすい場所をパソコン画面及びスマートフォン画面の仕様を考慮しながら検討したいと考えている。また、表示事項について、今回の契約締結前交付書面に関する議論は、顧客に対して重要な事項をいかに簡単に・分かりやすく提供できるかという観点もポイントであることから、個人情報保護指針や最良執行方針等のように固い内容で詳細を記載する文書とは異なる見せ方を実現できないか考えていきたい。(事務局) ⇒ 検討事項⑪の WEB 掲載の閲覧履歴の確認及び記録に係るが、WEB を閲覧させることを交付及び説明義務の履行の一環と位置付けるのであれば、閲覧記録の確認及び記録を必要ないとする考え方をとることは難しいように思う。他方で、比較的理解が容易なプレーンな商品については WEB 掲載による「周知」を図ると位置付けるのであれば、例えば新聞広告等の手段を用いて業界として世間一般に周知することで足りるという考え方もあるのではないか。 ⇒ WEB 掲載といっても各社が提供する認証内サイトを指すのか、認証外サイト（各社のホームページ）を指すのかで運用が異なる。認証内サイトに掲載すれば、顧客がログインするといった手間がかかる一方で業者が閲覧記録の確認及び記録ができ、認証外サイト（各社のホームページ）に掲載すれば容易に閲覧できる一方で業者が閲覧記録の確認及び記録ができず、一長一短である。掲載先についても議論を深めたい。(主査) ⇒ 詳細版と簡易版の2種類の情報を提供するという理解でよいか。 ⇒ ここはこれからの議論であると思うが、既定の前書面（詳細版）の記載内容についても簡単で分かりやすいものにできないかと考えている。(事務局) ⇒ WEB を閲覧させることまでが説明義務の一部になるということであれば、究極的にはやはり閲覧記録の確認及び記録が当該義務の履行を証明する重要なポイントになるが、その辺りの整理が実務を固めていく上で分かれ道になると思う。
--	--

	(4) 書面記載事項変更時について ・ 「変更後の前書面を郵送『等』により送付」とあるが、郵送以外にもメール送信等も視野に入れて検討する予定か。 ⇒ 幅広く検討するため「等」と記載した。なお、これまでに各社において手数料等の変更はあったものの、取引に重大な影響を及ぼすような変更を行ったことはなかったと考える。(事務局) ⇒ 本 WG では、取引に重大な影響を及ぼす変更の具体的事例や範囲に関して議論を行わない予定である。(主査) ⇒ 手数料の値上げ等、顧客から見たら不利益変更である場合は当然知らせる必要があると考えるが、WEB 掲載するのみではさり気なく手数料を値上げしたように受け取られかねない。そのような観点も含めて、顧客にどのように情報を提供し確認していただくかも検討すべきと考える。 以上の意見等を踏まえ、金融庁から、説明義務については市場 WG でも言及されているところであるが、WEB 掲載が可能になったとしても当該義務が緩和されるものではなく、現在と同様に顧客のリテラシー等に即して、過去に 1 度書面を交付・説明した顧客について、その後は書面に関する情報をメールや WEB 閲覧などで提供することで足りる顧客もいれば、それでは足りない顧客もあり得るという状況は現状と変わらない旨の説明が行われた。 最後に、事務局からは、次回以降の本 WG では資料 2 の検討事項について順次議論を行う旨の説明が行われた。 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。